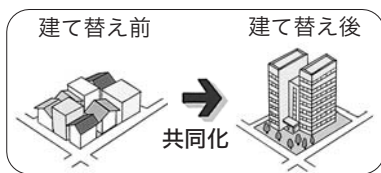


## 都心共同住宅供給事業 住宅の共同建て替えを支援します

「土地が狭く、不整形だ」「道路に接していないため建て替えができない」などの場所を、隣同士が敷地を一体として活用し、共同で住宅を建て替えるために支援します。応募要件等詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】地域整備課(本庁舎8階) ☎(5273) 3842へ。

◎「都心共同住宅供給事業」を活用して建て替えると、次のようなメリットがあります  
▶道路に接していない敷地も、道路と接している敷地と共同化することで建築が可能になります。  
▶共同化により土地を有効活用でき、合理的な建築計画を立てることができます。▶住環境や防災性が改善され、みどりあふれる空間をつくることができます。▶住宅金融支援機構から、建設に必要な資金融資を低金利で受けられる場合があります。



### ◎募集の概要

【対象】2年以上区内在住の地権者で、この事業による共同建て替え後も権利のある方

【選定方法等】応募のあった事業計画から、地域特性や事業内容等を考慮し、補助対象候補の事業を採択します。その計画が、東京都の事業計画認定を受けるとともに、東京都と区の補助事業として決定された場合、一定の範囲で助成を受けることができます。

【助成内容】建築物の除去・整地、共同施設の整備にかかる費用の一部  
【申込み】具体的な事業計画をお持ちの上、地域整備課(本庁舎8階)へ。パンフレットと所定の応募用紙は、同課で配布しています。相談・応募は随時受け付けています。

### ■まちづくり相談員の派遣

地権者の皆さんが共同化を進めるための勉強会を行う場合などに、専門知識のある「まちづくり相談員」を派遣する制度もあります。ご相談ください。

| 所得基準表 |                     |
|-------|---------------------|
| 家族数   | 年間所得金額              |
| 2人    | 227万6000円～622万4000円 |
| 3人    | 265万6000円～660万4000円 |
| 4人    | 303万6000円～698万4000円 |
| 5人    | 341万6000円～736万4000円 |

※所得金額は所得税法上の所得金額をいい、給与所得控除後または必要経費控除後の前年中の所得金額です。計算方法は「募集案内」をご覧ください。※家族数には申込者本人を含みます。家族数が6人以上の場合は、1人に付き38万円を加算してください。

【問合せ】住宅課区立住宅管理係(本庁舎7階) ☎(5273) 3787へ

【募集戸数】7戸  
【申込資格】区内在住で義務教育修了前の児童・生徒がいて、世帯の収入が所得基準内(左表)の方。詳しくは、募集案内をご覧ください。  
【募集案内をご覧ください】6月1日(水)～10日(金)に住宅課、区政情報センター(本庁舎1階)、第1分庁舎1階受付、特別出張所、区立中央・四谷・鶴巻図書館(施設の休館日を除く)で配布。6月1日(水)からは、新宿区ホームページからも取り出せます。

## 区民住宅(あき家)入居者募集

募集案内の配布は  
6月1日(水)～10日(金)

【募集案内を】ご覧ください。  
【募集案内を】ご覧ください。  
【募集案内を】ご覧ください。  
【募集案内を】ご覧ください。  
【募集案内を】ご覧ください。  
【募集案内を】ご覧ください。  
【募集案内を】ご覧ください。  
【募集案内を】ご覧ください。  
【募集案内を】ご覧ください。  
【募集案内を】ご覧ください。

【募集案内を】ご覧ください。  
【募集案内を】ご覧ください。  
【募集案内を】ご覧ください。  
【募集案内を】ご覧ください。  
【募集案内を】ご覧ください。  
【募集案内を】ご覧ください。  
【募集案内を】ご覧ください。  
【募集案内を】ご覧ください。  
【募集案内を】ご覧ください。  
【募集案内を】ご覧ください。

【募集案内を】ご覧ください。  
【募集案内を】ご覧ください。  
【募集案内を】ご覧ください。  
【募集案内を】ご覧ください。  
【募集案内を】ご覧ください。  
【募集案内を】ご覧ください。  
【募集案内を】ご覧ください。  
【募集案内を】ご覧ください。  
【募集案内を】ご覧ください。  
【募集案内を】ご覧ください。

【募集案内を】ご覧ください。  
【募集案内を】ご覧ください。  
【募集案内を】ご覧ください。  
【募集案内を】ご覧ください。  
【募集案内を】ご覧ください。  
【募集案内を】ご覧ください。  
【募集案内を】ご覧ください。  
【募集案内を】ご覧ください。  
【募集案内を】ご覧ください。  
【募集案内を】ご覧ください。

## 本日のお題 アタマジラミ

# 快適で健康的な住まい方(巻の十四)



アタマジラミは、かなり増えなにかゆみを感じないからな。気が付かないことが多いんだよ。  
(ハつあひ)なるほど。  
(ハつあひ)なるほど。  
(ハつあひ)なるほど。  
(ハつあひ)なるほど。  
(ハつあひ)なるほど。  
(ハつあひ)なるほど。  
(ハつあひ)なるほど。  
(ハつあひ)なるほど。  
(ハつあひ)なるほど。  
(ハつあひ)なるほど。

アタマジラミは、かなり増えなにかゆみを感じないからな。気が付かないことが多いんだよ。  
(ハつあひ)なるほど。  
(ハつあひ)なるほど。  
(ハつあひ)なるほど。  
(ハつあひ)なるほど。  
(ハつあひ)なるほど。  
(ハつあひ)なるほど。  
(ハつあひ)なるほど。  
(ハつあひ)なるほど。  
(ハつあひ)なるほど。  
(ハつあひ)なるほど。

アタマジラミは、かなり増えなにかゆみを感じないからな。気が付かないことが多いんだよ。  
(ハつあひ)なるほど。  
(ハつあひ)なるほど。  
(ハつあひ)なるほど。  
(ハつあひ)なるほど。  
(ハつあひ)なるほど。  
(ハつあひ)なるほど。  
(ハつあひ)なるほど。  
(ハつあひ)なるほど。  
(ハつあひ)なるほど。  
(ハつあひ)なるほど。

## 「アタマジラミは不潔」といつか 考えはまちがった

シラミは不潔の代名詞のように言われますが、アタマジラミは、普通の生活をしていても、子どもたちが頭を接触させたり、集団での昼寝、帽子・タオル・ヘアブラシ等の貸し借りで、人から人へと移動します。子どもと一緒に寝ている場合、大人の髪の毛に移動することもあります。

また、髪の毛がきちんと洗えていないことで増えると考えられています。家庭では、ときどき保護者が子どもの頭にシラミや卵がついていないかを調べながら髪の毛を洗い、ブラッシングすることで予防できます。

## アタマジラミの退治はすきぐしで

アタマジラミの卵にはシラミ駆除剤が効きにくく、孵化した後も卵の殻が残るため、髪を専用のくし(下写真)ですくことで取り除けます。

保健所では、アタマジラミ専用のすきぐしを貸し出しています。詳しくは、お問い合わせください。



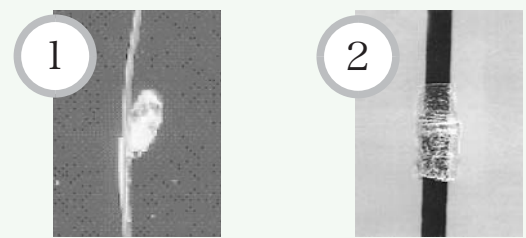
アタマジラミの成虫  
体長約2～4mmで灰褐色



## パンフレットを 配布しています



## 問題 アタマジラミの卵はどっち？



アタマジラミの卵は、0.5mm×0.3mm程度の楕円形で灰色。髪の毛にしっかりと固定され、抜け殻も髪の毛に残り、簡単には取れません。  
卵と間違えやすいのが「卵もどき」とも呼ばれるヘアキャストです。皮膚の一部が髪の毛を取り巻くさや状の構造をしたもので、フケとは異なります。指でそっとつまむと動き、簡単に取り除けます。  
保健所では、アタマジラミの卵かどうかの判定をしています。

①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㏀㏁㏂㏃㏄㏅㏆㏇㏈㏉㏊㏋㏌㏍㏎㏏㏐㏑㏒㏓㏔㏕㏖㏗㏘㏙㏚㏛㏜㏝㏞㏟㏠㏡㏢㏣㏤㏥㏦㏧㏨㏩㏪㏫㏬㏭㏮㏯㏰㏱㏲㏳㏴㏵㏶㏷㏸㏹㏺㏻㏼㏽㏾㏿

## あなたも審議に参加してみませんか 審議会の区民委員を募集

住宅まちづくり審議会  
委員

みどりの推進審議会  
委員

学識経験者・区民の方等で構成し、区民の皆さんが安心して新宿区に住み続けられるよう、住宅政策に関する重要な事項を審議しています。

【対象】区内に1年以上在住で20歳以上(23年4月1日現在)の方、4名外国籍の方は日本語で読み・書き・話ができる方。23区の職員と東京都の職員、新宿区の審議会等の委員を除く。

【任期】7月29日～25年7月28日  
【報酬】審議会(年3回程度)に出席の都度1万円  
【申込み】「高齢化社会における住宅まちづくり」または「安全・安心の住宅まちづくり」をテーマとした考え・意見(800字程度の作文、400字詰め原稿用紙か任意の用紙に1行20字で記載)と、作文と別の用紙に住所・氏名・生年月日・電話番号・職業を記入し、6月15日(木)までに住宅課居住支援係(〒160・8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎7階) ☎(5273) 3567へ郵送(必着) またはお持ちください。

作文により選考し、結果を応募者全員にお知らせします。作文は選考以外の目的には使用しません。選考方法等詳しくはお問い合わせください。新宿区ホームページでもご案内しています。

## 福祉 シニアスポーツ チャレンジ

【期間】7月～9月の週1回2時間程度、全12回  
【日程・会場】東五軒町ことぶき館(東五軒町5-24)：火曜日午前、西新宿ことぶき館(西新宿4-8-35)：火曜日午後、北新宿地域交流館(北新宿2-1-7)：水曜日午前、西落合児童館(西落合1-31-24)：水曜日午後、高田馬場第二ことぶき館(高田馬場1-4-17)：木曜日午前、北山伏ことぶき館(北山伏町2-17)：木曜日午後、いづれも午前は10時～12時、午後は2時～4時  
【対象】区内在住の65歳以上で、介護保険の「要介護認定を受けていない方、各館22名  
【内容】個人の身体状況に合わせ、運動・健康相談・レクリエーションなどを組み合わせた運動プログラム  
【費用】1回100円  
【申込み】往復はがきに記載例(2面参照)のほか年齢・生年月日・希望会場(複数記入可。第1希望に○を付ける)を記入し、6月2日(必着)までに高齢者サービス課いきがい係(〒160・8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎2階) ☎(5273) 4567へ。はがきは1人1枚。応募者多数の場合は抽選。結果は6月9日(水)ころにはがきでお知らせします。

## 教育 こども・子育て 調べる学習フェスタ

●調べる学習コンクールに参加しよう(説明会)  
【日時・対象】6月3日(金)午後3時～4時：区内在住の小学1～3年生、5日(日)午後2時～3時：区内在住の小学4～6年生。いずれも保護者の参加も可  
【内容】「調べる学習」とは何かを解説  
●本作りの現場から  
編集者が語る子どもの本  
【日時】6月4日(土)午後2時～4時  
【内容】百科事典の上手な使い方(飯田建(株)ボラ社常務取締役) ……(以下共通) ……  
【会場】戸山生涯学習館(戸山2-11-10)  
【申込み】電話で戸山図書館 ☎(3207) 1191へ。各日先着40名。  
※6月3日(金)～5日(日)午前10時～午後6時、調べる学習に関連する本を、戸山生涯学習館で展示します。

### 成年後見講座

成年後見は、認知症等で判断能力が十分でない方の財産管理や福祉サービスの利用手続きなどを支援する制度です。  
●成年後見入門講座  
【日時】6月2日(土)午後2時～4時  
【内容】法定後見を中心に成年後見制度を説明  
●成年後見申立講座  
【日時】6月11日(土)午後2時～4時  
【内容】法定後見申立て手続き、書類作成のポイント

## お父さんの似顔絵を描こう

●6月19日は父の日  
【日時】6月4日(土)午後2時～3時30分  
【対象】小学生、15名(家族で参加可)  
【講師】高松啓二(イラストレーター)  
【会場・申込み】事前に電話または直接、西落合図書館(西落合4-13-17) ☎(3954) 4373へ。先着順。  
英語のおはなし会  
【日時】6月11日(土)午後2時～3時  
【対象】小学生以下の方と保護者、30名  
【内容】歌・手遊び・パネルシアター  
【会場・申込み】当日直接、北新宿生涯学習館(北新宿3-12-2)へ。先着順。  
【問合せ】北新宿図書館 ☎(365) 4755へ。

## 子ども自然体験キャンプ

【日程】7月9日(土)～10日(日)泊2日。区役所本庁舎集合・解散。往復バス利用  
【行き先】国立中央青少年交流の家(静岡県御殿場市)  
【対象】区内在住・在学の小小学3～6年生、36名  
【内容】テント宿泊・飯ごう炊さん・ハイキングほか  
【費用】5千円(宿泊料・食料代等)  
【主催】区青少年活動推進委員会  
【申込み】往復はがきに記載例(2面参照)のほか学校名・学年・性別・保護者氏名を記入し、6月10日(金)(消印有効)までに子ども家庭課活動支援係(〒160・8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎2階) ☎(5273) 4261へ。応募者多数の場合は抽選(抽選の場合は兄弟・姉妹・友人同士の参加は考慮しません)。

### 硬式テニス教室

【日時】7月1日(金)～22日(金)の火・金曜日19日(火)を除く午

## 区民ダブルス卓球大会

【日時】7月24日(日)午前9時～午後6時40分  
【会場】新宿コズミックセンター(大久保3-1-2)  
【対象】区内在住・在勤で20歳以上の方、20組  
【種目】男子・女子・混合ダブルス(リーグ戦後順位別トーナメント)  
【費用】1組千600円(施設利用料ほか)  
【主催・申込み】費用をお持ちの上、6月30日(木)までに区卓球連盟(高田馬場1-28-18、国際卓球館内) ☎(3205) 1601へ。先着順。

## あゆみの家の移転

改修工事のため、6月6日(月)から仮施設(西落合2-18-1)に移転します。電話番号は変わりません。工事終了後は、現在地に戻ります。  
【問合せ】あゆみの家(6月3日(金)までは西落合1-30-10) ☎(3953) 1230へ。

## 施設

## 審議会

【日時】6月6日(月)午後2時～4時  
【会場・申込み】傍聴を希望する方は当日直接、区役所本庁舎6階第3委員会室へ。  
【問合せ】区政情報課広報係(本庁舎3階) ☎(5273) 4064へ。

## 情報公開・個人情報保護

## スポーツ

【日時】7月1日(金)～22日(金)の火・金曜日19日(火)を除く午

【問合せ】衛生課環境衛生第一係・第二係(第2分庁舎3階) ☎(5273) 3841・3845へ。